

2019年度放射線を取り扱う学生の特殊健康診断



第4回 特殊健康診断 (放射線従事者)のお知らせ

定期健康診断を
受診していること

対象者

- * 新規従事者（2020年1月～5月に初めて放射線を取り扱う学生）
- * 繼続して放射線業務を行う者のうち、所属部局の放射線取扱主任者より受診の指示があった学生

健診日程	12月10日(火) 14:00～15:30 12月11日(水) 14:00～15:30
健診場所	保健管理室
健診項目	皮膚検査 眼の検査(白内障) 血液検査 (赤・白血球数、白血球百分率、血色素量又はヘマトクリット値)
持参物	学生証 : 磁気を確認して下さい 問診受検票 (3枚綴り) ※各学部で配布 事前に「従事者記入欄」を必ず記入してください

- * 放射線障害防止法第23条により、放射線を取り扱う者は初めて管理区域に立ちに入る前に健康診断（上記検査）を受ける必要があります。
- * 次回の特殊健康診断は、2020年5月頃の予定です。
- * 上記日程中に受診できない場合は、同一の検査項目について他の医療機関にて検査を受け、その結果の証明書（問診受検票）を所属事務室に提出してください。

